

薬害肝炎被害者の早期救済を求める意見書の提出について

薬害肝炎被害者の早期救済を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成29年10月4日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 山下博己

提案理由

すべての薬害肝炎被害者を救済するため、薬害肝炎救済法による給付金の請求期限を延長するとともに、症状が悪化した場合の追加給付金の請求期限を撤廃するなど、必要な措置を速やかに講じるよう、国に意見書を提出するものがあります。

薬害肝炎被害者の早期救済を求める意見書

我が国における薬害肝炎問題を解決するため、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤（以下「特定血液製剤」という。）によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下「薬害肝炎救済法」という。）が、平成20年1月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、我が国における特定血液製剤によるC型肝炎感染者は、約1万人とも言われ、そのうち、この法律による救済を受けている者は約2割にとどまっております。いまだに多くの感染者が救済されないままとなっている。

国は、医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、未調査医療機関が数多く存在し、また、カルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するものの、これらの医療機関でさえ、請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

薬害肝炎救済法の前文には、早急に感染被害者を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないとの趣旨が明記されており、同法附則第3条には、給付金等の請求期限は給付金等の支給の状況を勘案し必要に応じて、検討が加えられるものと定められている。

したがって、国においては、給付金の請求期限を延長するとともに、症状が悪化した場合の追加給付金の請求期限を撤廃するなど、すべての薬害肝炎被害者が安心して暮らせるよう、速やかに必要な措置を講じることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
厚生労働大臣

秦野市議会議長 阿 蘇 佳 一